

# ケアマネジャー様へ

- ① 歯科医院が算定する居宅療養指導は、歯科医師の判断で必要に応じて実施するため、**ケアプランの対象とはならない。**
- ② 居宅療養指導は介護保険の**支給限度額の枠外**となる。
- ③ 介護報酬の請求は直接歯科医院から国保連合会へ行うため、**給付管理表への記入は不要。**
- ④ **訪問診療が終わった後に、「診療情報提供書」**をお届けする。ご利用者の病状や経過、介護サービスを利用する上での留意事項などが書かれているので、ケアプラン作成のための情報にはなります。